

## 質 疑 回 答 書

件名：時系列ステレオPIVシステム 一式の賃貸借

沖縄科学技術大学院大学学園  
調達セクション

質疑事項	回答
<p>契約書(案)は賃貸借契約となっていますが、当社からリース会社に製品を販売後、当社は貸主になることはできないと理解しています。法律上の構成として矛盾があると思われませんが、問題ではありませんか。</p>	<p>当学園の賃貸借契約は、特に期限までの納入を契約書において担保し、またリース会社と販売会社との責任の所在を明確化する観点から、いわゆる3者契約の締結を基本的な取扱いとしております。 リース会社が入札する場合は、当学園としては、貴社は契約書(案)の「乙」に該当し、ご質問の「貸主」ではないものと認識しております。</p>
<p>他の国立大学では、リース契約を結ぶ例もありますが、本件ではリース契約を適用するお考えはありませんか。</p>	
<p>賃貸借契約書(案)第1条における、「保守」につきましては、本案件の範囲に含まれますか。含まれる場合には、保守期間と保守内容について開示をお願いします。また、契約を延長された場合の保守期間につきましては、別契約と考えてよろしいですか。</p>	<p>保守費用は含まれません。</p>
<p>保証期間につきましては、購入仕様書の記載事項とおりの理解でよろしいですか。</p>	<p>保証期間に関しては仕様書に記載のとおりです。</p>
<p>賃貸借契約書(案)第14条本調達案件での調達機器は、実質的に転売不能な機器であり、2ヶ月前の予告でいつでも解約不能となると、賃貸を行った会社に多大な損害が発生する事が考えられますが、この条項を削除することは可能ですか。</p>	<p>削除はできません。</p>
<p>賃貸借契約書(案)第18条に、装置等を返還する場合の費用負担は、乙又は丙の負担と記載されていますが、契約期間を全うした場合にも、撤去費用を考慮しておく必要がありますか。</p>	<p>本条は契約期間の途中での「解約又は解除」の場合を指しており、契約期間を全うした場合は該当しません。</p>
	(以上)